

国際・国内希少野生動植物種の保全と適正な取引を推進します。

1. 事業目的

- ① ワシントン条約の科学当局として、諸外国と協調して希少野生動植物種の適切な取引と種の保全を果たす
- ② 象牙等の国際希少野生動植物種の適正な国際・国内取引を推進する
- ③ 種の保存法で保護されている国内希少野生動植物種の違法取引と密輸を撲滅する

2. 事業内容

ワシントン条約の適正な履行及び希少野生動植物種の保全を進めるため、以下の事業を実施します。

- 希少生物の国際取引に関する情報（種・各国の情報）を収集します。
- 象牙等の希少野生動植物種を取り扱う事業者に対し、立入検査や指導を強化し、市場の適正な管理に注力します。
- 関係機関（省庁、自治体、事業者）の連携を強化し、国内希少野生動植物種の違法取引及び密輸対策について、効果的な対策を実施します。
- オンライン取引の増加をふまえた監視や法規制の普及啓発を進め、法令遵守の周知及び保全と持続可能な利用の理解を推進します。
- 法に基づく届出についてオンラインシステムを運用するとともに、国民のさらなる利便性の向上を目指して申請オンライン化の検討を進めます。＜増額＞

3. 事業スキーム



- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体/非営利団体/研究機関
- 実施期間 昭和61年度～

4. 事業イメージ

